

秋田市告示第237号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

令和5年9月12日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株式会社 ヴァーベ ナ	訪問介護ア ン・サン・ ブル	秋田市土崎港西三 丁目8番16号 プ ラテアM102	令和5年8月31日	訪問介護